

日本及び EU の個人データ移転に関する制度と 個人情報保護委員会のこれまでの取組について

1. 日本及び EU の個人データ移転に関する制度

(1) EU の制度

EU から EU 域外への個人データ移転については、EU の規制に基づき、以下①から③のいずれかの場合に可能となる。現在、日本の企業は、②及び③の手法により EU から日本への個人データ移転を行っている。

- ① 十分な保護措置を講じている国として認定を受ける（いわゆる「充分性認定」）
- ② EU のデータ保護機関から承認を受けた企業グループ内の内部行動規範や企業間の契約条項で保護措置を確保する
- ③ 本人の同意を取得する

(2) 日本の制度

日本から外国への個人データ移転については、EU の制度に類似した個人情報保護法上の規定に基づき、以下①から③のいずれかの場合に可能となる。なお、これまでに、①の個人情報保護委員会が認めた外国はない。

- ① 外国にある第三者が、個人情報保護委員会が認めた外国に所在する場合
- ② 外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
- ③ 外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合

2. 日 EU 間の個人データ移転に関する個人情報保護委員会の取組

現在、日 EU 間の個人データ移転は、日 EU 双方の制度の下、各事業者の個別対応によって可能となっている。こうした中、個人情報保護委員会は、日欧経済の活性化及び成長のため、ボーダレスな移転の実現に向けて、欧州委員会司法総局との間で累次の対話を重ねてきており、相互の制度に関する理解は相当程度進んできた。

本年 7 月 3 日の熊澤個人情報保護委員会委員とヨウロバー欧州委員の会談において確認した「双方の制度に基づく相互の個人データ移転を可能とするための手続き」とは、EU については 1. (1) ①を、日本については 1. (2) ①を指している。